

## 第117回サービス統計・企業統計部会 議事録

1 日 時 令和5年5月19日（金）10:00～12:00

2 場 所 遠隔開催（Web会議）

3 出席者

【委員】

菅 幹雄（部会長）、伊藤 恵子、松村 圭一

【臨時委員】

會田 雅人、小西 葉子、成田 礼子

【審議協力者】

東京都、大阪府、日本銀行

【調査実施者】

総務省統計局統計調査部経済統計課：中村課長ほか

経済産業省大臣官房調査統計グループ構造・企業統計室：赤坂室長ほか

【事務局（総務省）】

北原大臣官房審議官

統計委員会担当室：萩野室長、篠崎政策企画調査官

政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室：山形統計審査官、大村企画官ほか

4 議 題 経済センサス - 基礎調査及び経済構造実態調査の変更について

5 議事録

○永井総務省政策統括官（統計制度担当）付経済統計担当統計審査官室副統計審査官 それでは、事務局からお知らせいたします。ハウリングしてしまうおそれがありますので、発言するとき以外はマイクをオフにしてください。マイクのオンオフの操作は、画面の下、一番左のマイクマークのアイコンのクリックで行います。このマイクマークに斜線が入っていれば、マイクオフの状態です。よろしくお願いたします。

また、会議後に速記の方が議事録を作成される便宜もございますので、御発言いただく際は、恐縮ですが、お名前をおっしゃってから御発言ください。ネットワークの状況など、細心の注意を払いつつ進めさせていただきますが、途中、声が聞きづらいなど、不具合がございましたら遠慮なくお知らせください。

なお、本日も機材の関係で、会議室のカメラ映像は映しておりません。御了承ください。

少し早いですが、皆様、お揃いのようなので、開始したいと思います。部会長、よろしくお願いたします。

○菅部会長 それでは、定刻となりましたので、ただ今から第117回サービス統計・企業統計部会を開催します。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。本日は、私と松村委員以外の皆様は、ウェブで参加いただいております。

本日は、4月24日の部会に引き続き、経済センサス - 基礎調査及び経済構造実態調査の変更について、3回目の審議を行います。

前回の部会で、審査メモに記載の審議事項については、全て審議を終えていますので、本日は経済構造実態調査の「今後の課題」に関連して、統計委員会担当室から調査研究の結果を御説明いただき、その後、前回までの部会の結果を踏まえて作成した答申素案について審議するという流れで進めたいと考えております。

なお、本日の審議は12時までを予定しておりますので、効率的な審議、議事進行への御協力をお願いいたします。

では、進めさせていただきます。初めに、「デジタル経済統計の整備」についてです。

まず、事務局から説明をお願いいたします。

**○永井総務省政策統括官（統計制度担当）付経済統計担当統計審査官室副統計審査官** 事務局でございます。この議題につきましては、今回、諮問されております経済構造実態調査におきまして、前回答申時に、部会長意見ということで、諸外国の状況も含め、電子商取引の実態把握の方法について研究を進めることという指摘がされております。これは経済構造実態調査だけではなくて、活動調査や経済構造統計全体に対して、指摘されている部分でございます。

この課題につきまして、前回の部会でも御議論がありましたが、総務省統計局では、統計委員会担当室が実施しているデジタルライゼーションの統計的把握に関する調査研究の結果等を踏まえて、電子商取引の実態把握について適切に検討したいとしているところでございます。今回、統計委員会担当室で調査研究結果を取りまとめたいただいたということですので、本日はその概要について御説明をいただきまして、今後、その検討に資する御意見を委員方から賜ればと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

以上でございます。

**○菅部会長** それでは、統計委員会担当室から御説明をお願いいたします。

**○萩野総務省統計委員会担当室長** 統計委員会担当室長の萩野です。デジタル経済統計の整備について、昨年度、調査研究を行いましたので、概要を報告いたします。

次のページをお願いいたします。デジタル経済統計に関する課題を説明いたします。統計委員会で第IV期基本計画を策定していただきましたけれども、その中で、「デジタル化等、現状では把握されていない分野に関する必要な統計データ等を迅速に把握可能とする枠組みについて、検討を開始する」と謳われております。そういう枠組みの中でどういうことができるかというのを考えていきたいと思っております。

では、デジタル経済に関する統計の整備の課題は何かと考えてみますと、3つぐらいあるかと思っております。一つは、デジタル産業・生産物の統計的把握や、デジタルSUTの作成。2つ目が電子商取引の統計的把握。3つ目がデジタル・トランスフォーメーションの実態把握ということでございます。

これらはお互いに関連し合う課題ですけれども、本日は説明の都合上、この流れで話を

いたします。

次のスライドをお願いいたします。まず、デジタル経済という場合、どのような産業や生産物が対象となるかということが気になりますけれども、OECDのガイドラインでは、デジタル産業、デジタル生産物について、次のものを挙げております。デジタル産業につきましては、デジタル基盤産業、デジタル仲介プラットフォームの課金型、デジタル仲介プラットフォームのデータ・広告収入型、仲介プラットフォーム依存型企业、E-テイラー、デジタル専門金融・保険業、その他のデジタル専門生産者。デジタル生産物については、ICT財、有償のクラウドコンピューティングサービス、有償のデジタル仲介サービス、その他の有償デジタルサービスというものでございます。

次のスライドをお願いいたします。では、この中で日本の統計でどこまで把握しているかと申しますと、平成31年、サービス分野の生産物分類を策定しまして、これを用いて、令和3年経済センサス-活動調査を実施しました。この結果、デジタル仲介プラットフォームのサービスに関しまして、「ウェブ情報検索・提供サービス」等を「広告収入」、「広告以外の収入」かに区分して把握できます。これはこの表の上から1行目と2行目のところ です。

また、クラウドコンピューティングサービスに関しましては、「ICTアプリケーション 共用サービス」等として把握できます。これはこの表の下から4行目のところでございます。

次のスライド、お願いします。ただ、日本では、OECDのガイドラインのデジタル産業のうち、仲介プラットフォーム依存型企业、それから、E-テイラーの統計的把握というのができておりませんで、日本のデジタルSUT、これは内閣府で作っておりますけれども、これらを推計できていません。この統計的把握、あるいはデジタルSUTの推計を可能にするためには、電子商取引について調査を行う必要があります。

御案内のように、経済センサス-活動調査、経済構造実態調査において、電子商取引について調査を行ってございましたけれども、令和3年に廃止されました。現在、商品の小売販売額に限り、「インターネット販売の割合」を調査しているにとどまります。ですので、電子商取引については、新しく、網羅的に把握できるような調査を行うことが課題になっています。さらに、電子商取引は、デジタル経済の進展を評価するための重要な分析指標です。そういう観点から、欧米主要国では詳細な調査を行っているわけです。

次のスライド、お願いします。この点を、OECDのデータで見たいと思います。表を御覧いただきますと、ネットワーク経由で受注、つまり販売を行う企業の割合があります。これは、表の棒グラフのところですが、オーストラリアあるいはニュージーランドは60%前後であるのに対して、日本は30%弱にとどまるということが分かります。また、ネットワークで発注、つまり、購入する企業の割合ですが、これは散布図になっています。これは、オーストラリア、ニュージーランド、80%を超える国に対して、日本は40%にとどまるという状況です。このようなことが分かるのですけれども、この表で、日本は、受発注とも2018年のデータを使っています。こうした国際比較を今後アップデートしたデータで行うことができないという状況に我々は今あります。

次のスライド、お願いします。電子商取引に関する調査の実施状況を国際比較してみると、日本は黒丸、つまり、以前に調べていたけれども、最新の調査では廃止されたというのが目立ちます。このままですと、調査項目は皆無になってしまうという状況です。

次のスライド、お願いいたします。そこで、電子商取引、特に販売の部分の調査項目を考えてみました。

一つは、電子商取引、販売の有無及び割合が必要だと思います。ここで電子商取引というのはどういうものかということですが、金銭的な対価を伴うもの、サービスの提供について、インターネットなどのコンピューターネットワークを介して成約したものと定義されています。これはOECDの定義です。

このOECDの定義ですと、Eメールでの受付は含みません。アメリカはEメールの受付を含めて電子商取引と言っています。これは古くから調査を行っているがために、Eメールでの受注が主流であったという経緯があったようですけれども、OECDの定義は違っています。

また、実際のサービスの提供や決済がネットワークを通じたものか否かということはありません。それからもう一つは、属性別電子商取引の有無及び割合が必要かと思っております。属性としては、プラットフォーム、地域、取引相手、モノ・サービスというのが重要かと思っております。これは、英国のデジタル経済サーベイ等を参考にして検討したものであります。

次のスライド、お願いします。電子商取引の有無及び割合の調査票案がこちらです。経済センサス-活動調査などでは、売上金額を取っておりますから、電子商取引の割合を把握すれば金額を算出してできます。そして、この電子商取引の割合により、E-テイラーというものを特定できます。E-テイラーは電子商取引の割合が50%以上のものが定義されますので、ここで50%を超える数字を書いてきたところはE-テイラーだと特定することができます。

次のスライド、お願いします。属性別にしますと、これはプラットフォーム別電子商取引の状況の調査票案です。電子商取引は自社のウェブサイト・アプリを使うことがありますし、他社のウェブサイト・アプリで行われることがありますので、これらを区別するということが必要になります。これにより、仲介プラットフォーム依存型企業を特定することができます。50%以上、②の他社のウェブサイト・アプリで行っているという企業がこれに当たります。

次のスライド、お願いいたします。地域別の電子商取引に関する調査票案がこちらになります。海外販売の有無と比率によって、国内の取引か輸出かを把握することが可能になります。これは更に海外は地域別に分けて、例えば中国、アジア、中国以外、その他の地域に分けて把握するということも考えられます。ただ、英国のONS、ユーロスタットでは、そうした報告の負担が大きいとのフィードバックを報告者から受けているということですので、この点は日本でも報告者に聞いてみる必要があるかと思えます。

次のスライド、お願いします。これは取引相手別の電子商取引の調査票案です。この項目によって、①の一般消費者向けというのが特定できまして、これによって最終消費に該

当する部分というのを把握することが可能になります。

次のスライド、お願いします。最後に、モノ・サービス別の調査票案がこちらです。こちらは②デジタル配信サービスによって、その部分を把握することができるのがポイントです。この点につきましては、次のスライドを御覧ください。

電子商取引の対象がどんなものかということですが、モノというのは分かりやすいと思います。サービスについては、旅行、宿泊などの予約を、サイトで رفتたり、インターネットバンキングを رفتたりすることが典型的です。

一方で、デジタルコンテンツや、ユーチューブなどの映像、音楽配信、このようなものをオンラインで利用しますと、これもサービスになりますが、旅行予約などのサービスと異なりますので区別するというのが欧米のサーベイで見られているところです。

次のスライド、お願いします。さて、これまで受注、つまり、販売について説明してきましたけれども、発注、つまり、購入をどうするかということも課題です。購入につきましては、日本では、通信利用動向調査（企業編）におきまして、電子商取引による購入について調査を行っておりました。しかし、これも令和元年に廃止されてしまいました。そこで、新しく電子商取引について調査を行う場合には、販売だけでなく、購入についても調査を行うことが考えられます。OECDの「デジタル貿易ハンドブック」では、企業ベースの調査には、デジタル注文による購入の割合に関する質問を含めるべきとしておりますし、欧米では、電子商取引で購入を行っているかどうかということについては、おおむね把握しているというところがございます。

次のスライド、お願いします。最後に、デジタル・トランスフォーメーションに関する統計と「今後の課題」について説明いたします。日本では、企業によるデジタル技術の利用状況について、全国イノベーション調査、通信利用動向調査が行われております。これによってある程度のことは分かりますが、結論を先取りしますと、課題がありまして、第1に、中小企業における広がりには分かるけれども、大企業における深まりが理解できない。第2に、データに係る価値というのを把握できない。第3に、人材の状況を把握できないということです。これらのことを把握するためには、デジタルエコノミーサーベイのようなサービスが必要かと思っておりますけれども、これについて、次からのスライドで敷衍したいと思います。

次のスライド、お願いします。これが全国イノベーション調査の結果です。これは文部科学省で行っているものです。この調査、イノベーション統計に関するオスロマニュアルというものがありまして、これに基づいて作成されています。2020年から主要なデジタル技術の利用の有無とその目的を調査しております。2022年調査から、ロボティクスの利用についても調査しております。

次のスライド、お願いします。この結果、OECD諸国の比較ができるようになっておりまして、例えば、日本は右上のクラウドコンピューティングサービス、これは非常に利用が進んでおります。ところが、左側のビッグデータ分析、あるいはAI、それから、右下のIoTなどは遅れが目立つといったことが分かります。

次のスライド、お願いします。実は通信利用動向調査でも、クラウドコンピューティン

グの利用状況、I o T・A Iの導入の有無、その目的や効果について調査しています。こちらは、導入しているシステムや機器、ネットワーク接続に関する回線、導入しない理由を問うているのが特徴です。

次のスライド、お願いします。これらの統計調査についてですけれども、現状では、Yes、Noの回答ですので、デジタルライゼーションの中小企業における広がりは分かります。しかし、大企業における深まり、つまり、高度化は把握できません。一旦これは、例えばA Iを導入しますとそれはYesになってしまいますので、A Iをどんどん使って、業務での利用拡大をしているということは分からないわけです。それが分かるためにはどうすれば良いかですけれども、デジタル企業にヒアリングしてみますと、例えば、インプットで見ると、デジタルライゼーション専門の組織の大きさ、あるいは投資した時間・費用を調査するとか、アウトプットで見ると、デジタルサービスに係る売上高の比率を調査して指標とするといったことが有用であると考えます。

この点、クラウドサービスについては、経済センサスで供給側から把握しておりますけれども、需要側であるサービスを利用している企業に調査を行って、そのサービスが何に使われているのか、A I分析なのか、顧客管理なのか、会計管理なのかということ把握することが重要だとの指摘がありました。このようなものが分かるためには、より踏み込んだデジタルエコノミーサーベイがないと難しいのではないかと思います次第です。

次のスライド、お願いします。データに係る価値につきましては、データの資産価値ですとか、データから生み出される付加価値というものを把握することが課題になりますけれども、データの資産価値については、次期S N Aの課題にもなっておりますので、内閣府が研究中で、いずれ報告があるかと思えます。

生み出される価値については、これは難しいのですけれども、インプットで見ると、データの社内利用によってどの程度生産性が向上したのか。あるいは歩留りですとか従業員時間、人数などの投入度で計測するということが考えられます。また、アウトプットで見ると、データが有料の場合には、その資金の流れを把握することによって、金銭的な付加価値というのを継続できます。料金が製品の価格に含まれている場合、データの価値込みの価格になっているような場合、企業内でのデータ利用の場合には、どうやって把握するか課題にはなります。

次のスライド、お願いします。最後に人材についてですけれども、デジタルライゼーションに必要な人材の状況を把握する統計というのは、なさそうで実はありまして、OECDでは、ICTスペシャリストの不足状況について統計整備を行っております。できればここに日本のデータも掲載し、比較可能にしたいところでもあります。また、デジタル庁からヒアリングしたところでは、どういうスキルを持った人材がどの程度不足しているか。そして、そういう人がどの程度実際に分析に携わっているかなどの実態も、統計調査によって把握できるとありがたいという声がありました。

ただ、デジタル分野は新しく、職種などの分類が未整備な部分がありますので、分類の整備についても検討する必要があります。これは統計基準部会で検討していくということになるかと思います。

まとめますと、電子商取引というのが喫緊の課題でして、報告フォームの策定については、統計局と今後検討していきたいと思っておりますし、報告先にフィージビリティチェックなども行っていく必要があると思います。ただ、それにとどまらずに、デジタル・トランスフォーメーションの現状についても調査することが必要かと思っております。そうしますと、電子商取引にとどまらずに、デジタルエコノミーサーベイというものを包括的に行う、そのようなものを、例えば経済構造実態調査の附帯調査として、一般統計調査として行うといったことも課題なのかと思います。

私からの報告は以上です。

**○菅部会長** ありがとうございます。

ただ今の説明について、御質問、御意見のある方は御発言をお願いしたいのですけれども、松村委員、いかがでしょうか。企業側から見て、これはどうかということをお教えいただけたらと思います。

**○松村委員** ありがとうございます。その前に、再度、今回の御報告の位置付けを少し確認させていただければと思います。

今回御報告いただいたのは、前回の令和3年のときの答申にそのような意見があったので研究され、その中間報告的な形で説明いただいたという理解でよろしいでしょうか。また、この調査票案や、例えばイノベーション調査や通信利用動向調査に含める考えがあるということも、あくまでも案としての位置付けで出されているということでしょうか。さらに、前回の令和3年のときに、電子商取引に関してビッグデータの活用ということも答申の中に書かれていたと思いますが、そちらも調査研究されているのでしょうか。教えていただければと思います。

**○萩野総務省統計委員会担当室長** 担当室から少し話をして、もし補足することがあれば事務局からお願いします。今回の報告は、中間報告という位置付けであると思っております。主眼は、我が国のデジタル経済に関するデータについて、諸外国と比較してみた場合、世界的に見た場合に、どの程度の位置付けにあるのかというのをまず把握して、そういう中で、すべき方向性を策定するというのが調査研究の目的であります。それについて御報告させていただいたということです。ですから、この案を基に何ができるか、ここまでできるかできないかということは、今年度、統計局と一緒に検討していきます。

それから、ビッグデータの策定、活用についてですけれども、これはこの調査研究の中でも意識しておりました。どういうことができるかということ、結局、電子商取引の需要側とか供給側に調査するのではなくて、正にデジタルプラットフォームからデータを収集して、それを使って電子商取引を把握するというのがビッグデータの活用として一番良いのではないかと思っておりました。

そういう観点で、デジタル企業で意見交換を重ねましたけれども、現実的には、難しい部分が多いかなと思っております。というのは、プラットフォーム企業の考え方としては、結局、電子商取引を行って得たビッグデータというのは顧客のデータであると。顧客のデータを国に報告していくということについて、非常に消極的といいますか、もっと言えば後ろ向きというような印象を受けておまして、なかなか難しいと思います。ただ、例え

ば宿泊のプラットフォーム企業のようなところは多少協力的なところがあるかと思っ  
てまして、実際のシェアリングエコノミーの調査を内閣府などで行ったときには、そ  
ういうプラットフォームから情報を収集しておりましたし、海外では、ユーロスタ  
ットが欧州の宿泊関係のプラットフォーム企業からデータを収集して、参考にしてい  
るという事実もありました。宿泊については少し検討の余地はあるけれども、全  
般的なモノ・サービスの電子商取引をプラットフォーム企業から収集するとい  
うことは、模索はしていくものの、壁があるかなというふうには思っておりま  
す。そのようなことが分かったというか、そういう状況であるということ把握し  
たということも今回の調査研究の成果かと思っております。

以上です。

**○松村委員** ありがとうございます。ビックデータの活用についても、ヒアリングと調  
査の御努力をされているということに敬意を表したいと思います。

さて、冒頭、菅部会長からありました企業側からの視点ですが、電子商取引につ  
いて把握していくということは、これからのDX化の時代において必要なことだ  
と感じています。ただ、今、萩野統計委員会担当室長もおっしゃられましたし、  
あと、先般、川崎委員が委員懇談会の中でおっしゃられていたと思いま  
すが、実施に当たってはその定義や目的を明確化して十分に周知しないと、  
記入者からすると、適切に書けない可能性があると思  
いました。

あと、対象の選定方法や粒度というところも、設計によって回答率に大分影  
響してくると思っています。先程、企業の方でもこの分野のデータが揃って  
いないという御指摘もされておりましたが、取りたいデータを取る、必要  
なものを取るという視点だけだと集めることはなかなか難しいと思いま  
す。逆に、何だったら取れるのか、書けるのかという視点で事前にヒア  
リングや、パイロットテストを行うのがポイントと考えます。

結局、取りたいものだけを調査票に入れても、結果、そもそもそういう区  
分でのデータが社内で整備されていなかったり、若しくは極めて手間がか  
かるとすると、ゼロや空欄で返ってくることもあるかと思  
いますので、十分な工夫と事前調査が必要と思  
っています。

**○菅部会長** どうもありがとうございます。何か補足することあります  
か。ないですか。

ほかに御意見、御質問等がございますでしょうか。御意見等ございま  
す方は挙手をお願いいたします。

特にないでしょうか。大丈夫でしょうか。

それでしたら、以下の方向で取りまとめさせていただけたらと思  
います。今回、統計委員会担当室が実施した調査研究は、特に電子商取引  
の統計的把握について、国際機関や欧米諸国における実施状況を調査  
した上で、我が国において調査を実施する場合の調査票案や留意点など  
について整理されたものであり、大変意義のあるものだと考えま  
す。

経済構造実態調査の将来的な調査項目の検討に当たっては、電子商  
取引の実態把握が課題の一つとなっています。調査の実現に向けては、  
調査の枠組みや調査票の設計等について、今、松村委員から御指  
摘があったように、報告者負担にも配慮しつつ、更なる検討が必要  
であると考えられます。引き続き、関係部局における検討をお願い  
したいと思います。

続きまして、冒頭で申し上げましたとおり、答申素案として前回  
までの議論を踏まえて



作成したものを資料5としてお配りしております。本日の部会の審議を踏まえて記載する部分は「P」としておりますので、そちらを御覧いただきながら皆様の御意見を頂戴したいと考えております。

具体的な審議に入る前に、私が考えております答申（案）の取りまとめ方法について御説明いたします。

まず、事務局から簡潔にこの答申素案について説明していただきます。その後、事項ごとに部会での審議内容を踏まえた適切な記載内容となっているか、ほかに修正や追記すべき事項はあるか、について皆様から御意見をいただきます。いただいた御意見については、必要に応じて事務局、調査実施者で追加説明いたしますが、答申素案の修正を要する場合は、この場では大まかな文案の方向性までを部会参加者の間で共有できたらと考えております。そして、本日の部会審議により、答申素案について基本的な了解が得られましたら、その結果を踏まえた文章修正につきましては、部会長である私に一任いただけたらと考えております。

なお、6月開催の統計委員会において答申（案）の報告をいたしますが、その際に本部会所属以外の委員の方々から答申（案）の書きぶりにわたる御意見を頂くことも考えられます。その場合でもできるだけメールを用いた意見交換より答申（案）への反映について対応してまいりたいと考えております。

以上のように進めたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは、答申素案について事務局から説明をお願いいたします。

**○永井総務省政策統括官（統計制度担当）付経済統計担当統計審査官室副統計審査官** 事務局でございます。それでは、資料5に基づきまして、今回の素案につきまして、御説明させていただきます。

まず1の本調査計画の変更の部分ということで、この辺は定型的な書きぶりでございますが、(1)の承認の適否ということにつきまして、これから委員の皆様方にも御議論いただきますが、まずはその変更を承認して差し支えないという形で置かせていただいております。

それから、(2)の理由等のところでございます。まず、アとして、「基礎調査の変更」の部分でございます。

「(ア) 基本的な考え方」とございますが、これは部会の中では、変更の背景というところで、御説明、御議論をいただいた部分でございます。この1ページの部分につきましては、令和元年調査における経済センサス - 基礎調査の実施状況とその課題というものがどういったものであったのか。それを踏まえて、総務省統計局で今後のデータベースの整備の方向性や、基礎調査の在り方などを検討するということになりまして、その次のページですが、その方向性ということで冒頭に記載があるとおりでございます。ここの部分、省略しますが、今後のデータベースの整備の方向性、それから、基礎調査の位置付けといったものが示されたというところでございました。

これを踏まえて、委員の皆様方に今回、部会の方で御議論いただきまして、その評価で

ございますが、「この方向性については」というところでございます。この方向性につきましては、諮問第113号の答申における今後の課題に対応するものであり、売上高全体に与える影響の大きい企業から優先して実態を高頻度かつ的確に捉えることで、効率的かつ効果的に母集団データベースの精度向上が図られることから、「適当である」と評価しております。

また、「特に基礎調査の変更に関しても」というところで3点ございますが、まず、全国の事業所・企業の売上高全体の大部分について、基本的事項を定期的に把握することで、母集団データベースの更なる整備・充実や、基礎調査の2年後となる活動調査に向けた母集団情報の整備に資すること。

それから、2つ目としまして、調査対象外とする個人経営の事業所（雇用者なし）の部分ですが、売上高に占める割合が小さいこと。それから、オンライン・郵送調査とすることで、地方公共団体及び調査員調査や報告者の負担軽減に資することに加えて、また、以下で御説明しますが、各変更事項も妥当性の観点からは、「適当である」という形で評価してはどうかと考えております。

続きまして、2ページの下（イ）調査目的の変更でございます。これは今、御覧のとおり、表1のところでございますけれども、前回の元年調査では、「事業所及び企業の活動状態等の基本的構造」を明らかにするとされておりましたが、今回、その調査事項ですとか方向性を踏まえて、令和6年基礎調査では、「産業、従業者規模等の基本的構造」を明らかにするというような変更となっております。

評価でございます。これについては、（ア）のところですが、今後の母集団データベースの整備の方向性やその中で基礎調査が果たす役割が整理された上で、今後の基礎調査において把握しようとする内容に対応するものであることから、「適当である」と評価してはどうかと考えております。

続きまして、3ページの中ほど、「（ウ）調査対象の範囲及び報告者数の変更」の部分でございます。今後の変更につきましては、個人経営の事業所（雇用者なし）につきまして、今回の申請では調査対象に含めず、約600万事業所を甲調査の対象として調査する計画でございました。

評価でございますが、「これについては」の部分でございます。調査対象外とする個人経営の事業所（雇用者なし）は売上高全体に占める割合が小さい一方で、事業所数は相当数、約100万事業所に上ることから、報告者や都道府県及び統計調査員の負担の軽減・回避、費用対効果等の観点から、「適当である」と評価してはどうかと考えております。

それから、その下の「また」の部分でございます。これは論点の中でも、名簿の整備方法が適当かというものがございましたが、それを捉えたところでございまして、調査対象範囲の確定に必要な調査対象名簿の整備については、最新の母集団データベースの情報に、調査実施直前までの行政記録情報及び法人番号公表サイト情報を反映させることとしており、「適当である」としております。

それから、最後の「なお」のところでございますが、これは統計委員会で川崎委員からも御指摘がありましたが、今回、個人経営の事業所につきまして、調査対象の範囲を雇用

者の有無で区分することについてということで、利用する労働保険情報としても1人でも雇用している場合には加入義務がある労働者災害補償保険情報も含んでいることから、特に問題ないということで確認させていただいたと思っております。

続きまして、「(エ) 調査方法の変更」の部分でございます。この変更内容につきましては、①としまして、調査員調査を廃止して、民間事業者を活用してオンライン調査により調査票を回収する。それから、②でございますが、本社一括調査とする。③としまして、経済構造実態調査、個人企業経済調査など、同時実施予定のこれらの調査と一体的に実施するというところでございます。

それから一番下の「このほか」の部分でございます。オンライン回答を推進するということで、今回は、特に企業に関しましては、総務省では原則オンラインで実施するという方針でございます。このような部分に資するための施策として、マクロ機能「有り」、「無し」の調査票ですとか、ナッジ手法を用いた関係書類の作成等々について御尽力をいただいているというところでございます。

次の評価でございます。「これらのうち」というところでございますが、まず、①については、調査対象の全ての事業所・企業の基本的事項を把握するに当たって、地方公共団体の大きな負担を伴う調査員調査は、従前よりカバレッジが大幅に拡大している現状や地方公共団体のリソースにも鑑みると事実上困難となっている中で、実地による事業所の所在確認ができない代わりに、前記(ウ)のとおり調査期日直前までの情報を行政記録情報等から取り込むことや、調査の事前周知を行う「事前依頼はがき」が不達の場合には電話照会やホームページ情報等によって当該事業所の所在を追跡すること等によって、可能な限り事業所の直近の異動状況を捉えた上で実査を行うこととしているから、「適当である」と評価してはどうかと考えております。

また、②、③並びにオンライン回答推進方策についてでございます。これにつきましては、調査対象事業所の個々の状況に応じて、適切な調査票の配り分けや複数調査票の一括配布、多様なオンライン回答環境の整備やきめ細かい疑義照会対応などを講じるものであり、報告者負担の軽減の観点から、いずれも「適当である」と評価してはどうかと考えております。

それから、「なお」の部分でございますが、これは部会で、伊藤委員、それから、小西臨時委員からいただいた御意見でございますが、今回、調査方法が大きく変更されて、大規模な調査が行われることから、事前の広報や周知活動を丁寧に行うということ、それから、オンライン回答の更なる推進を継続的に図る観点から、今回行う推進方策の効果について、丁寧に検証する必要があることを指摘するというところで、委員の皆様方の御意見を反映したいと考えております。

続きまして、真ん中、「(オ) 調査事項及び集計事項の変更」でございます。変更事項につきましては枠内でございます。説明は省略させていただきます。具体的な変更に係る評価は次のページになります。

6ページの3行目のところ、「これらの変更については」の部分でございますが、母集団情報としての利用実績や活動調査及び経済構造実態調査における調査事項の変更状況など

を踏まえ、調査事項の合理化等を図るものであり、報告者負担の軽減の観点から、「適当である」と評価してはどうかと考えております。

それから、「なお」以下のところは、今回、課題として指摘すべきところではないかと考えております。これにつきましては、部会でもいろいろ御議論いただきましたが、いわゆる新規把握事業所の活動状態を把握するというために設けた調査事項がございました。これを今回は削除するということがございましたが、これにつきましては、近年、事業所の廃業や休業の実態把握がより困難になりつつあることも踏まえて、事業所の活動状態の把握方法について、行政記録情報等の更なる活用可能性も含め、研究を行う必要があることを「今後の課題」として指摘するということが、課題を付したいと思っております。こちらについても御議論いただければと思います。

続きまして、「(カ) 報告を求める期間の変更」でございます。こちらは、調査の周期を「1回限り」から「5年周期」に、それから、実施期間につきましても、前回の10か月のローリング調査から、今回は、前々回同様、5月上旬から7月下旬の期間ということでございます。

評価でございますが、これらのうち、調査周期の変更については、前記(ア)のとおり、「適当である」。また、調査の実施期間の変更については、前記(イ)及び(エ)のとおり、調査の目的や調査方法の見直しに伴うものであり、「適当である」と評価してはどうかと考えております。

次に、(キ)の集計事項の変更の部分でございます。こちらにつきましては、今回、主な変更内容としましては、先ほど来ありますが、調査対象の範囲が変更された、それから調査事項の変更も幾つかございましたので、そのようなものが集計事項にも反映されているという形になってございます。

これらの評価につきましては、この枠の下の部分の「これについては」の部分でございますが、これについては、調査の目的や調査事項の変更に伴うものであり、変更した調査事項の全てが集計で用いられ、都道府県民経済計算を始めとした地域統計を所管する地方公共団体を含めて、統計利用者の利活用に資することから、「適当である」と評価してはどうかと考えております。

「なお」につきまして、これも論点で取り上げておりましたが、甲調査について、令和元年基礎調査、それから、令和3年活動調査及び、今回実施する令和6年基礎調査ではその調査対象の範囲が異なることから、それぞれ直接比較できない等の留意事項について、統計利用者に対して丁寧に説明する必要があることを指摘するということが、これも論点で取り上げておりましたが、このような部分について、指摘事項として記載してはどうかと考えております。

続きまして、6ページの「(ク)公表の期日の変更」でございます。これにつきましては、甲調査の速報、それから、乙調査の公表の期日を1か月前倒しという変更でございます。

評価でございますが、「これについては」という部分で、令和6年基礎調査は、平成26年基礎調査や令和3年活動調査と同様、6月1日を調査期日として実施するため、両調査と同様の公表スケジュールとするもので、「適当である」と評価してはどうかと考えております。

す。

続きまして、(ケ)の、前回答申における「今後の課題」への対応状況ということでございます。3つございました。一つが、レジスター統計により、公表後に参考提供することを検討してくださいということ。それから、②につきましては、本調査の在り方を含めて事業所の適切な確認作業の態様について検討してくださいということ。それから、③につきましては、更なる行政記録情報の活用ということでございます。

評価でございますが、まず、①、一番下の部分でございますけれども、①については、総務省は、有識者を交えた事業所の全体像を表す統計の作成方法等に係る検討を行い、レジスター統計（試算値）として、令和元年次情報の集計結果を令和3年6月に、令和2年次情報の集計結果を令和4年3月に、それぞれ統計局ホームページに掲載しております。また、7ページの上の方に記載しているところでございますが、令和6年基礎調査の主要な統計表においては、今回、調査対象に含まれていない個人経営の事業所（雇用者なし）について、令和3年活動調査から得られた結果を含めて集計した参考値を提供することとしております。これについては、課題の趣旨に沿った対応がなされていると認められるほか、後記イ（ア）のとおり、経済構造実態調査において、令和4年調査の集計結果から、個人経営の企業及び事業所を含む集計表を追加して公表することとしており、今後も継続して我が国における事業所・企業の全体像を表す統計が作成されることから、「適当である」と評価してはどうかと考えております。

②につきましては、これは先ほどの1の（2）のア（ア）のとおり、検討しておりまして、今後の母集団データベースの整備の方針、それから、基礎調査の在り方が取りまとめられており、「適当である」と評価してはどうかと考えております。

それから、③につきましては、総務省では、その結果を母集団データベースに反映して、商業・法人登記簿情報や労働保険情報などを活用して、母集団データベースに反映して充実に図っており、さらに、もし活用できるものがあれば、引き続き、順次活用を進めたいとされております。この評価につきましては、中ほどの「これについては」ということで、取組の方向性としては、「適当である」と評価しております。

「なお」の部分につきましては、「基礎調査の対象外となる個人経営の事業所（雇用者なし）の実態や、事業所の休業・廃業等の活動状態の把握の観点から、更なる行政記録情報の活用の可能性について、引き続き関係行政機関との調整を進める必要があることを指摘する」ということでございまして、これは伊藤委員からも御指摘ありましたが、特に念頭に置いていますのが税情報の活用という部分でございます。このような部分を含めた指摘ということで、ここに記載させていただいているというものでございます。

以上が基礎調査の部分でございまして、続きまして、7ページの後段から、経済構造実態調査の変更の部分でございます。

「(ア) 集計事項の変更」につきましては、ここに書いてあることにつきましては、これまでの経緯と、今回の変更の内容ということで、次のページの図2を御覧いただければと思いますが、これまでも御説明いたしました。これまで法人企業のみを集計であったものを個人経営企業にも令和4年調査から拡大するという集計の変更でございます。

この評価につきましては、8ページの「これについては」の部分でございますが、個人経営の企業及び事業所を集計体系に加えることにより、経営組織の面でも活動調査の集計範囲と同じ範囲のデータを毎年提供することが可能となるため、より一層のシームレス化が達成されるほか、経済構造実態調査単独での利活用の充実に加え、活動調査との連動性が更に向上し、基幹統計としての経済構造統計体系全体として、従前以上に国及び地方公共団体における政策への活用やSNAへの活用などにつながる可能性が期待されることから、「適当である」と評価してはと考えております。

続きまして、「(イ) 公表の期日の変更」です。これにつきましては、今申し上げた追加集計を四次公表として調査実施翌々年の3月末までに公表するというものでございます。評価でございますが、「これについては」というところで、当該集計結果の優先度や集計作業に要する期間を勘案して設定したものであり、活動調査における同等の集計表の公表時期よりも早期に提供するスケジュールとなっていることから、「適当である」と評価してはどうかと考えております。

それから最後に、(ウ)の前の答申の「今後の課題」への対応という部分でございます。先ほど来申し上げてまいりましたとおり、課題につきましては、①として、「支払利息」について、それから、②として、これは当時の部会長意見ということで示されておりますが、電子商取引の把握という課題がございました。

次のページの上段の部分でございますけれども、この評価でございますが、「①について」というところで、「総務省は、前回答申後、初の調査となる令和4年調査結果の集計を現在実施しているところであり、調査結果公表後の利活用状況や活動調査の調査事項の検討状況を踏まえつつ、適切に対応したい」としており、「引き続き状況を注視する必要がある」というふうに整理してはどうかと考えております。

また、②につきましては、「総務省は、統計委員会担当室が実施している『デジタルイゼーションの統計的把握に関する調査研究』の結果等を踏まえ、電子商取引の実態把握について適切に検討したい」としており、「引き続き状況を注視する必要がある」と整理してはどうかと考えております。

以上でございます、「2 今後の課題」というところでございますが、先ほど申し上げました1点目としましては、事業所の活動状態の把握方法の研究・検討というものが一つあるのではないかと考えております。

それから、以下はペンディングということで、本日御議論いただきたいと思っておりますが、経済構造実態調査の調査事項等の検討ということで、一つには、課題にもございました「支払利息」の関係、引き続き集計方法等についての検討をお願いするというものがあるのかなと思っております。また、それ以外につきましても御審議いただく必要があれば追加ということで、御審議いただければと思っております。

長くなりましたが、私からは以上でございます。

○菅部会長 ありがとうございます。

それでは、ただ今、事務局から説明のありました答申素案について審議したいと思います。

まず、1、本調査計画の変更の(1)承認の適否についてですが、こちらは全体評価となりますので、全ての事項の審議が終了した後に、改めて確認させていただきます。

次に、1(2)理由等、以下の本申請における各論点の評価について確認したいと思えます。

まず、「ア 基礎調査の変更」について審議します。

初めに、「(ア) 基本的な考え方」です。今後の母集団データベースの更新の方向性については、前回答申の「今後の課題」に対応するものであり、売上高全体への影響の大きい企業から、その実態を高頻度かつ的確に捉えることで、効率的かつ効果的に精度向上が図れることから、「適当である」とし、特に、基礎調査の変更についても、母集団データベースの更なる整備・充実や、活動調査に向けた母集団情報の整備に資することなどに加えて、以下に述べる各変更事項の妥当性の観点から、「適当である」と整理してはどうかと考えておりますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。「(ア) 基本的な考え方」について、そのように整理させていただきます。よろしいでしょうか。

では、次の案件に参りたいと思えます。「(イ) 調査の目的の変更」についてです。こちらについては、(ア)に記載のとおり、今後の母集団データベースの整備の方向性やその中で基礎調査が果たすべき役割が整理した上で、今後の基礎調査において把握を予定している内容に対応させるものであることから、「適当である」と整理してはどうかと考えておりますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、そのように整理いたします。

次に、「(ウ) 調査対象の範囲及び報告者数の変更」についてです。これについては、調査対象外とする個人経営の事業所(雇用者なし)が売上高に占める割合は小さいものの、事業所数が約100万事業所と多いことを踏まえ、統計調査員等の負担軽減や費用対効果の観点から、「適当である」と整理してはどうかと考えております。

また、本調査の調査対象名簿の整備については、調査実施直前までの行政記録情報や法人番号サイト情報を反映させることとしていることから、「適当である」と整理してはどうかと考えておりますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、そのように整理させていただきます。

次に、「(エ) 調査方法の変更」についてです。①の調査員調査を廃止し、国が民間事業者を活用して、オンライン・郵送調査により調査を実施することについては、実地に事業所の所在確認ができない代わりに、(ウ)に記載のとおり、可能な限り事業所の直近の異動状況を捉えた上で、実査を行うこととしていることから、「適当である」とし、また、②の本社一括調査の形式とすること、及び③の経済構造実態調査及び個人企業経済調査との一体的な実施、並びにオンライン回答推進方策については、調査対象事業所の個々の状況に応じた調査票の配布方法や多様なオンライン回答環境の整備など、報告者負担の軽減に資する方策が講じられる予定となっていることから、いずれも「適当である」と整理しては

どうかと考えております。

なお、1回目の部会審議において御意見をいただいた、事前の広報や周知活動のほか、今回行うオンライン回答推進方策の効果検証の丁寧な実施について指摘することを考えております。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、そのように整理させていただきます。

小西臨時委員、御意見よろしくお願ひいたします。

○小西臨時委員 小西です。ありがとうございます。なお書きのところ、私と伊藤委員が前回、コメントしたところを加えていただき、ありがとうございます。「丁寧に」が2回入っていて、丁寧には当然されると思うのですが、「丁寧に」だと具体性に欠けると思いました。通常は、例えば研究会を立ち上げたりや検証をする予定があれば、最後の行の「丁寧に」のところに具体的な言葉が入ると、良いかなと思いました。

○菅部会長 これについてどうでしょうか。

○山形総務省政策統括官（統計制度担当）付経済統計担当統計審査官 事務局でございます。もし現時点で、オンライン回答の推進方策がどのように効果があったかということについて検証する方法が、何となくイメージが湧いていらっしゃるようであれば何か書けるかなと思いますけれども、現時点でなかなか思いつかないものですから、(素案)としてこのように書かせていただいたという次第です。少し調査実施者と相談させていただければと思いますけれども、いかがですか。

○小西臨時委員 前回部会で、事前調査としてナッジを用いた検討をされていたので、調査実施後に検証もされるのかなと思ってコメントしました。現状、具体的に何も決まっていらないのであれば、これで良いと思います。

以上です。

○山形総務省政策統括官（統計制度担当）付経済統計担当統計審査官 総務省統計局ではこういう大規模な統計調査をやった後に実施状況というのを取りまとめられると思うので、その中で御検証されると推測されますので、そのような格好で読めるような修文というのも少し考えてみたいとは思っています。ありがとうございます。

○菅部会長 小西臨時委員、よろしいでしょうか。実施者と協議の上、修文して、それを反映させたいと思います。

○小西臨時委員 分かりました。ありがとうございます。

○菅部会長 ほかに御意見ありますでしょうか。

それでは、今の件を留意した上で、このような形で整理させていただきたいと思います。

次に、「(オ) 調査事項の変更」についてです。こちらについては、母集団情報としての利用実績や、活動調査等における調査事項の変更状況などを踏まえ、調査事項の合理化等を図るものであることから、報告者負担の軽減の観点から、「適当である」と整理し、前回の部会で御意見のあった事業所の活動状態の把握方法については、行政記録情報の更なる活用可能性も含め、研究を行う必要があることを「今後の課題」として指摘することを考えておりますが、いかがでしょうか。



小西臨時委員、御意見をよろしくお願ひいたします。

○小西臨時委員 ここはおそらく、私が前回指摘し、御検討いただいたところだと思います。私の前回のコメントは、そもそもこの調査項目が報告者負担と言われるほどの負担に、該当するののかという点です。加えて、報告者負担を受容して調査項目として残れば、得られる情報が報告者負担よりも大きいのではと考えたため、コメントしました。法人番号公表サイトの160万件の行政記録情報を活用したとしても、調査や回答のタイミングで、事業所の活動状態の情報にはラグが生じます。ですので、主体的に企業に答えていただくこの項目は価値があると考えます。菅部会長からは、休業の人に休業と丸を付けるのをお願いするのはかわいそうというコメントもありましたが、自身の活動状態に回答し、休業と廃業の事業所はそれ以降の設問に答える必要がないと認識できるというのは調査負担の軽減だと思います。

前回部会で、前回調査結果での廃業率と法人番号のデータベースでの廃業率を比較したのかとお聞きしたら、検証していないという回答でした。この調査項目を次回調査以降も調査し行政記録情報を活用した結果と比較することで調査方法の検証もできるので、「今後の課題」でこれから検証するというよりは、削除に至った経緯を本文でも説明した方が良いのではと思います。

○菅部会長 ということで、質問の内容は、報告者負担の軽減ということについて疑問があるという点と、具体的にどういうふうに研究を行うのかということなのだろうと思いますが、いかがでしょうか。事務局から御回答ありますでしょうか。

○山形総務省政策統括官（統計制度担当）付経済統計担当統計審査官 事務局でございます。もしかしたら前回の小西臨時委員の御意見を上手に拾い切れていなかったかもしれません。申し訳ございません。

ここで、素案として書かせていただいている趣旨としては、まず、答申素案の5ページ目の5行目に書いてある「報告者負担の軽減の観点から」という、これはこの活動状態の調査事項に限らず、事業者の区分を簡素化するというようなことも含めて、全体のことの評価で、報告者負担の軽減というふうに、4行目、「調査事項の合理化等を図るものであり」と、少し総体的に書いてしまっているの、必ずしも、活動状態のこの調査事項のことだけを指している表現ではないということをも御理解いただければと思います。

それから、このような研究を行う必要があるというかたちで課題に記載する案としたのは、前回、確かにいろいろな御意見をいただいたところでもありますけれども、最後に菅部会長から、これは前回、なかなか取り切れなかったということも実はあるのではないかという推測の下で、研究を行う方向で取りまとめてはどうかということ取りまとめた事務局としては認識したものですから、このような書き方をさせていただいたという次第でございます。

○菅部会長 今、回答にあったように、ここだけを見て、ここの調査事項全般にわたって報告者負担を軽減する観点から、「適当である」という評価であるということと、これについては、検証はまだしていないわけですがけれども、検証してからまた考えれば良いということもあるとは思いますがね。

小西臨時委員、いかがでしょうか。一つは、前者については全体的に報告者負担の軽減を考えているのだということですね。後者については、これから研究を行うということだろうと思いますけれども、いかがでしょうか。

**○小西臨時委員** 研究や検証を行っていただくことは、もう本当に大歓迎ですし、それは調査項目を追加するときも削除するときも、その決定をする際にすべきで、しなければいけないことだと思います。この調査項目については、削除だと決めてしまう理由が、これから行政記録情報をもっと活用していくから削除します、だと理由として不十分だと思います。前回調査での問題等、理由があるならば加えて頂きたいです。

今の状態だと、どうしてこの調査項目をやめるのかが分からないので、新しく活用する行政記録情報で十分カバーできるのであれば、その妥当性についてしっかりと書いたほうが良いと思います。

以上です。

**○菅部会長** 伊藤委員からも挙手されておられますので、次に、伊藤委員から御発言をお願いいたします。

**○伊藤委員** すみません。ありがとうございます。今の点なのですけれども、確かに休業や廃業を回答してくれているところが少ないのかもしれないですが、やはり検証は必要なのではないかというのが1点です。また、これまでのセンサスだと、休業事業所や廃業事業所の数というのも公表していて、例えば分析者の立場でいうと、昔は事業所・企業統計調査とか、今もセンサスの情報を使ったりして廃業率を見たりしています。もし、この項目がなくなったときに、廃業率や休業率、または廃業事業所、休業事業所という情報についてどう見るのでしょうかというのが質問です。

「今後の課題」として書くということ自体は特に異議はないのですけれども、やはり、代替手段のようなものが確定するまでの間は、この項目を残しておくことにも特に大きな問題はないのではないかと思います。やはりここでどうしてもこの項目を削除する必要があるのかどうか、もう少し御意見を伺えると良いと思います。

以上です。

**○菅部会長** それでは、事務局から、あるいは実施者、どちらでも良いですけれども、どちらから回答しますか。

**○山形総務省政策統括官（統計制度担当）付経済統計担当統計審査官** 事務局でございます。もし追加、補足あればお願いしたいと思いますが、そもそも活動状態の調査事項は、前回、調査員が実地で回って新規事業所を捉えるということで、活動状態を調査員が目で見えて把握するという調査方法を前回は行った。その調査で、臨時的に入れた調査事項であって、昔からこの調査事項があったわけではない。前回だけ、臨時に入れた調査事項であったということがまず1点。そういう御説明が前回、実施者からあったと理解しております。

それからあと、一般論で申し上げますと、今回、ほかの統計調査も同じだと思うのですが、一般の企業に、休業ですか、廃業ですかということを郵送・オンラインでお尋ねするということは、なかなか難しいのではないかと感じるというのが、ほかの

統計調査の審査を担当している事務局としても感じるころではございます。そういうことも踏まえて、前回、菅部会長から休業や廃業の実態を捉えるということはなかなか昨今難しくなっているので、研究課題としてはどうかという整理になったというふうに承知しております。

それから、伊藤委員から、休業や廃業の、休業率、廃業率はどうするのかという御質問がありましたが、これは甲調査に関しては、今回はそれは行わないというふうに理解しておりますけれども、もし齟齬があれば、補足の御説明をいただければと思います。

以上です。

○菅部会長 もしよろしければ、では、実施者から追加的な御説明があればと思いますが。

○中村総務省統計局経済統計課長 基本的に今、事務局から御説明いただいたとおりでございます。やはり前回、これは臨時的にというか、少し特殊な調査方法を取ったために、一時的に入れた調査項目であって、なかなか実査の中で、報告者から、特に「廃業」と回答を得るとするのが非常に難しいなと思っております。また、そもそもどこまでのものを休業と捉えるべきなのかなど、その辺りの整理が非常に難しいというところがあり、基幹統計調査の調査事項で、今回、オンラインと郵送という形でやるときに、この調査事項を入れることが実施者としても難しいのかなという判断をさせていただいたというところがございます。

○菅部会長 今、説明があったように、元々は調査員が見て、廃業とか休業とか、事業所・企業統計調査自体が付けていたので、問題は、調査票を送付した先に廃業者がいるかという点で、自宅が店舗の場合に廃業していたら、それは廃業とマークを付けるけれども、多くの場合、借店舗でやっている場合は当然いなくなっているわけです。また、休業者も当然、多くの場合はいない。

これについては、過去、事業所・企業統計調査時代は、調査員が見て、廃業しているのだからとか休業しているのだと判断していたわけですね。今回は、調査票を送るのだけでも、当然、事業者はもう廃業しているわけだから、自宅が店舗の場合はシャッターが閉まっていて、という形でしょうけれども、多くの場合は借店舗でしょうから、借店舗だと当然いない。休業の場合も事業者にたどり着くことはかなり難しいということで、今、これは、これから分析とか検討はしていくべきだとは思いますが、一方で、この数字が独り歩きするのも少し怖いところはあるのですね。

つまり、実施者側が、これって休業と廃業と言えるかという点で、そもそも先ほど言ったように、廃業者はいないわけで、調査員調査からオンライン・郵送調査に変わったときに、このデータを使って、廃業率、休業率を計算して、何か言えるかというところは相当、現場の実際の実査の近い人たちでないと分からないところもあるので、これについては、私の意見としては現場がこれに関しては少し難しいという判断をしているわけで、実際これを使って、何か新しいものが出てくるかという、さっきも言ったように、死んでいる人に「死んでいますか」と聞くような話なので、少し無理があるだろうということであると思うのですね。

これについては、現場でこの調査事項が、母集団データベースの整備上はあまり役に立

たないという判断で、一方で、当然、調査事項としては集計しなければいけないので、その結果が独り歩きするのも少し問題もあるので、そういうことを考えると、削減することは妥当な判断ではないかとは思われます。

もちろん中身については、今後、統計局で、これが本当に実態として休業や廃業と対応していたのか等はやはり検討して、研究というか、検証することが必要なのではないかと。こういう形で整理させていただけたらと思います。もちろんこれが有用な情報で、これで様々なことを評価できるかという点に関しては、いろいろと意見はあると思いますけれども、かなり苦しいのではないかという印象があります。

いかがでしょうか。小西臨時委員、伊藤委員。今回に関しては、やはり少し、廃業者に廃業していますかと聞くということは無理があるとはやはり思いますね。そもそもこれは、この調査事項自体がかなり無理があったようには思いますね。

小西臨時委員、いかがでしょうか。

**○小西臨時委員** 回答者が答えることが難しいことを、前回調査では特別に入れたとのことですが、前回は諮問を経て調査項目になったので、役に立つのであれば今後も調査し続けたいと思っています。御説明を聞く限り、活動状態への回答は難しい、この点について次回調査からは調査方法も変更し、調査員調査をなくして、情報源を法人番号のデータベースからのみとするとのこと。廃業は別として、休業の判断を調査実施者が限られた情報源のみでしなければいけないというのはなかなか怖いと思います。むしろ調査員調査でカバーしていた部分をこの項目でカバーする、または新しい手法や技術でカバーしていくのかということは議論が必要だと思います。

それでも削除するというのであれば、客体負担の軽減のみが理由ではなく、御説明にあったように、前回調査でこの項目が役に立たなかった、実査の方たちの負担が大きかったということが理由ならば、削除理由に追加すれば、理解しやすいと思います。

はがきの未達や、電話に出なかった、また、法人データベースの更新状態で、休業と廃業を判断するというのがこれからの調査法になるので、その辺は、このような議論を基に、今回、この項目を削除したということが分かると思います。

以上です。

**○菅部会長** 伊藤委員、いかがでしょうか。

**○伊藤委員** ありがとうございます。私も小西臨時委員の御意見に賛成なのですが、結局、例えば廃業などは、この先、どういう形で公表できるのでしょうか。最初に、事前にはがきを出して、届かなかった場合に、その事業所なり、企業が活動しているかどうか確認したりして、ある程度、廃業しているかどうかは把握はするのですよね。それで、事業所母集団データベースにもある程度活動状況を反映していくのだらうと思います。しかし、情報としてどういう形で公表できるのか。これまでの事業所・企業統計調査ですとか、センサスの廃業率というのがもちろん厳密にはあまり正しくなかった面もあるかもしれないですけど、一応は調査員が調査して、把握したところで情報を提供されていたわけです。今後はその辺りの情報は、どういう形で出していくと考えられているのか。もし何かありましたらコメントいただきたいです。お願いします。

○菅部会長 質問の内容ですが、要するに、今回この調査事項を削除するので、そもそも休業・廃業、集計できないわけですね。だから、この調査としての集計事項としては、そもそもない、なくなるわけですね。だから、出していくということは、この調査外でという話になると思うのですけれども、そういう御質問ですか。

○伊藤委員 そうです。はい。

○菅部会長 つまり、調査事項としては落ちてしまうので、集計事項としてはそもそも成立しないので、この調査としては出せない。あるとすると、いわゆるレジスター統計という形になる。レジスター統計では確か休業・廃業は出していないので、存在しているものしか出していないのですね。

○伊藤委員 はい。それと、例えばこれまで事業所・企業統計調査、センサスの情報を基に、廃業率、開業率を見ていた人たちは、今度はどういう情報を使えば良いということになるのかというのが御質問です。

○菅部会長 それは多分、多くの場合は、いわゆるパネルというか、つないだデータで見たときに、前は存在していたけれど、今回はなくなると廃業で、後で復活すると休業というふうに定義したり、いろいろなケースがあると思うのですけれども、多分この基礎調査の集計事項としてという話になると、休業・廃業は今回なくなるという形だろうと、そういう理解でよろしいでしょうか。集計事項としては、この調査事項がなくなるわけですね。

○中村総務省統計局経済統計課長 おっしゃるとおりです。集計事項としてはなくなります。

○菅部会長 だから、他統計というか、この調査の外側で把握するという形になると思うのですね。

○伊藤委員 例えば個票データを申請するとか、オーダーメイド集計みたいなものを頼んで、前は回答しているけれども、今回は、回答していないというような事業所を廃業とか休業とみなして計算してもらおうということはできるのだらうと思います。しかし、そういう個票にアクセスできないような場合にどういったところから…。

○菅部会長 その場合は特別に集計を依頼するか、いろいろな形で、今おっしゃられたマイクロデータの集計も可能ですから、そういう形で今後行って行って、今おっしゃられたように、厳密に言うと、廃業か休業か分からないのですね。ただ単に記録上載っていないというだけで、それは実は海外でも同じで、行政記録上から消えた場合は、もうしようがないので、それはエグジットと呼ぶわけですね。廃業したかどうかは分からないけれど、データ上からは消えたという。海外でもやはり調査に回答しないと、それは把握しようがないので、データベース上は廃業というか、消滅という扱い、エグジットという扱いになるのですね。厳密に廃業したかどうかは、廃業届が出ない限り分からないのです。要するに、法人登記上の廃業届が出ていれば、厳密な意味での廃業かどうか分からないのですね。

○伊藤委員 ありがとうございます。多分これまでも、厳密な意味での廃業は把握できていなかったということだとは思っているのですけれども、一応これまであった情報がなくなってしまうということになるので、どうなのですかね。ほかのところ、比較的、これまでの情報と整合的な形の情報が提供できるかどうかなのではないでしょうか。今のところは、事業所母集

団データベースの情報を集計して何か統計を公表するということを行っていないと思うのですが、この先、どういうことをイメージされているのでしょうか。

○菅部会長 これはあくまでも、基礎調査についての答申の議論をしているわけですね。おっしゃられていることは、広く考えたら、それはデータベースとかいろいろな代替手段とか幾つかあるとは思いますが、今ここでは基礎調査について、この調査事項の変更について、「適当である」かどうかという議論をしているので、少なくとも、この基礎調査に関して言えば、今おっしゃられた廃業・休業という集計は、調査事項自体がなくなるので、なくなります。それについては、そういう形、なくなるとしか言いようがないですね。代替手段としては、当然、ビジネスレジスター、母集団データベース等があるので、それを使って、代替的な集計は可能だとは思いますが、今ここでそこまで議論していくと、さすがに時間がないですが、可能だとは思われます。

○伊藤委員 ありがとうございます。

○菅部会長 ただ、この研究を行うという中にそのようなものも含めて検討していただけたらということだろうとは思いますが。

○伊藤委員 そうですね。やはり廃業の情報などは取りにくいけれども、重要な話だと思いますので、事業所母集団データベース等を活用するなりして、なるべく正しい情報を提供していく方法というのも、この文章の中にある研究の中に含めるべき話だと思います。少しこの箇所を加筆していただけると、より納得するという気はします。

以上です。

○菅部会長 一応この調査事項の変更については、「適当である」と整理させていただいて、研究の中に、今、小西臨時委員及び伊藤委員がおっしゃられたように、これまで取れていた情報と、何らかの形で、別の形で提供する等のものを含めた研究を行ってほしいという形でもよろしいでしょうか。

○小西臨時委員 すみません。本当に適当かどうかを議論するほどは議論できていないと思います。今後の課題として書いていただくことは結構ですが、今後というより今回の削除理由として、先ほど来から皆様が、実査の状況や前回の状況を含めて御説明してくださったことも理由の文に加えて頂ければと思います。そうでないと、後で見た方が、なぜ削除したのか、経緯も分からないと思うので。私も今日の説明で分かりましたけれど、特別に設けたものだからということで、特段そのときにあまり検証していなかったということも分かりましたし、調査を担当される方が、ここを聞くのが非常に心苦しいと皆様が理解しているということも、今日、よく分かったので、そういう、どこまで書けるか分かりませんが、ここを削除するということはやはり、重要なものを削除する、しかもセンサス以外の統計調査の名簿になる調査ですので、より納得感のある形にして頂ければと思います。

以上です。

○山形総務省政策統括官（統計制度担当）付経済統計担当統計審査官 事務局です。ありがとうございます。そうしますと、大きな方向性、答申の方向性としては御了解いただいたと認識しておりまして、ただ、書き方が大括りだということだと思えます。まず削除に

ついて適当である、若しくは、活動状態のところについては適当であるかどうかは少し置いておいたとしても、全部ざっくり報告者負担の軽減から適当と言うのはあまりにも乱暴だということだと、おそらく小西臨時委員はおっしゃっていて、特に活動状態のところについては「…の観点から、適当である」や、「やむを得ない」など、評価は調整させていただければと思うのですけれど、そのようなことを別立てで、もう少し行数を割いて議論しつつ、結論まで、要は、削除することについて認めるという結論を導き出し、かつ、今後の研究内容についても、研究を行うということ自体は賛成をいただいたと思っておりますけれども、趣旨として、「これまで事業所・企業統計や、経済センサスで出していた休業・廃業事業所数や率が得られるように、代替的なものを出す方法についても…」というように、どこまで具体的に書けるかお約束するのは難しいですけれども、そのような趣旨も踏まえて研究するという格好で趣旨を書き加えさせていただく。そういう2つの加筆が必要だと認識しましたが、そのような方向で少し文言を挿入させていただければと思います。

○小西臨時委員 ありがとうございます。私は、活動状態の調査項目は、合理的で機能的だなと思っています。今回削除したらどのような影響があるのか、今回のこととしても書いて頂けるようお願いします。

以上です。

○菅部会長 では、そういう形で取りまとめていただく。私の理解では、現場としては、大企業を中心にもうほとんど問題なくなっていて、この調査事項を本当に使うかというところがやはり大きな意見としてあって、こういう判断になったのだろうと思うので、私としては、「適当である」が良いと思うのですね。とにかく大企業は別にプロファイリングでもしっかりと押さえているし、行政記録も昔に比べると圧倒的に使えるようになってきているわけで、労働保険も使い、もう使えるものはことごとく使っているわけで、そこでかなり実態は把握できているというわけですね。だから、この調査だけで廃業・休業を把握しているわけではないので、前回のときは非常に特殊な事情があって、追加的にこれも取ったという感じだと思うのですね。だから、その意味では、これが削除されることによって、廃業・休業の実態が全く分からなくなるとかそういうことはないと思われま

す。追加的な記述をしていただくということを含めて、整理させていただきたいと思います。

さて、時間もありますので、次の件に参りたいと思います。

まず、「(カ) 報告を求める期間の変更」についてです。こちらについては、調査周期の変更については、(ア)に記載のとおり、「適当である」とし、また、調査の実施期間の変更については、(イ)及び(エ)に記載のとおり、調査の目的や調査方法の見直しに伴うものであることから、「適当である」と整理してはどうかと考えておりますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。では、そのように整理させていただきたいと思います。

次、「(キ) 集計事項の変更」についてです。こちらについては、調査の目的や調査事項の変更に伴うものであり、変更した調査事項の全てが集計で用いられていることや、統計利用者の利活用に資することから、「適当である」と整理してはどうかと思われま

す。また、甲調査について、過去の基礎調査等と直接比較ができないことについて、統計利

用者に丁寧な説明の必要があることを指摘することを考えておりますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、そのように整理させていただきたいと思います。

「(ク) 公表の期日の変更」についてです。こちらについては、令和6年基礎調査は、平成26年基礎調査や令和3年活動調査と同様の公表スケジュールとするものであることから、「適当である」と整理してはどうかと考えておりますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それはそのように整理させていきたいと思います。

次に、「(ケ) 統計委員会諮問第113号の答申における「今後の課題」への対応状況」についてです。こちらについては、①は、「レジスター統計」として、令和元年次、及び令和2年次情報の集計結果がそれぞれ公表されているほか、令和6年基礎調査の主要な統計表において、個人経営の事業所（雇用者なし）を含めて、集計した参考値を提供することなどから、課題の趣旨に沿った対応がなされており、「適当である」とし、②については、前記（ア）のとおり、今後の母集団データベースの整備方針及び基礎調査の在り方が取りまとめられていることから、「適当である」と整理してはどうかと考えます。

また、③については、行政記録情報を活用した照会業務の実施などにより、母集団データベースの充実を図っていることに加え、更なる行政記録情報等の活用も検討していることから、取組の方向性として、「適当である」と整理し、雇用者のいない個人経営の事業所の実態や、事業所の休廃業等のよりの確な把握の観点から、更なる行政記録情報の活用の可能性について、引き続き関係行政機関との調整を進める必要があることを指摘することと考えておりますが、いかがでしょうか。

これは先ほどの話とも関連しますけれども、より行政記録情報を使うことを進めていくということですので、適切ではないかと思われまます。よろしいでしょうか。

では、そのように整理させていただきます。

次に、「イ 経済構造実態調査の変更」について審議します。まず、「(ア) 集計事項の変更」についてです。こちらについては、個人経営の企業及び事業所を集計体系に加えることで、経済センサス - 活動調査と同じ範囲のデータを毎年提供することが可能となり、より一層のシームレス化が達成されること、基幹統計として、経済構造統計体系全体として、従前以上に活用可能性が高まることから、「適当である」と整理してはどうかと考えておりますが、いかがでしょうか。

個人経営の企業及び事業所を加えるということですので、より統計情報が増えることとなりますので、「適当である」と思われまます。よろしいでしょうか。

それでは、そのように整理させていただきます。

次に、「(イ) 公表の期日の変更」についてです。こちらについては、集計結果の優先度や集計作業に要する期間を勘案して設定したものであり、活動調査における同等の集計表の公表時期よりも早期に提供するスケジュールとなっていることから、「適当である」と整理してはどうかと考えておりますが、いかがでしょうか。



より早く公表されることですので、特に異論はないかと思われま

では、これについては、そのように整理させていただきたいと思

次に、「(ウ) 統計委員会諮問第149号の答申における「今後の課題」等への対応状況」についてです。こちらについては、①及び②共に「引き続き状況を注視する必要がある」と整理しておりますが、特に②については、冒頭の統計委員会担当室の意見も踏まえ、御意見がありましたらお願いいたします。

「今後の課題」等で、①、②ですね。いかがでしょうか。御意見等ございますでしょうか。①については、支払利息、②については、電子商取引です。

小西臨時委員から御発言があります。よろしくお願いいたします。

○小西臨時委員 小西です。萩野室長の御説明のときに、御質問すべきだったかもしれないですけど、基本計画の第2ワーキンググループに参加している際の議論と、かなり密接にリンクしていると理解しています。そのときにはKKJなどの基幹統計調査に電子商取引やデジタルイゼーションの項目は、基本的には入れず、新しい調査か、一般統計調査を使って新しい枠組みを作っていくという議論だったと記憶しています。今回、このトピックがここの議論に入っているというのと、萩野室長のプレゼンの最後の方のデジタルイゼーションサーベイという言葉が出てきまして、KKJの中に入れるかどうかは、多分入れないのかもしれませんが、何らかの調査をKKJの枠組みの中で、今後新しく実施していくということが企画されているという理解でよろしいのでしょうか。

○菅部会長 これについて、どこが回答されますか。萩野室長でよろしいですか。

○中村総務省統計局経済統計課長 では、私から説明させていただきます。デジタルイゼーションの関係につきましても、電子商取引関係の調査事項が令和3年の活動調査から落ちて、それで令和4年以降の経済構造実態調査からも落とすというような流れが元々あって、ただ、やはりこれはいろいろと諸外国との関係とか、今の時代の流れから必要ではないかということで、まずは研究からということと、今、その流れで調査研究していただいて、ということに来ているかと思

調査実施者としましては、やはりこれを基幹統計調査として把握していくということは非常に困難を伴うのではないかというのが元々あって、その状況は変わっていないので、経済構造実態調査そのものの中でということとはなかなか難しいのではないかと現時点では考えております。

一方で、先ほど萩野室長もおっしゃられました附帯調査的なものとか、一般統計調査の中で何らか把握するという可能性についてはあり得るのではないかと考えてお

以上です。

○菅部会長 ありがとうございます。

成田臨時委員が挙手されておられます。成田臨時委員、御発言をお願いいたします。

○成田臨時委員 成田です。まず質問ですけれども、この支払利息については、集計方法の見直しを行うことと書いてあったのですけれども、これは前回削除したと思うのですが、今まではどのように集計されていたのかというのが一つと、そもそも支払利息は、何回も申し上げているように、上場企業の有価証券報告書で一般的に別掲しているので、上場会社にとっては簡単に記載ができる項目ですし、非上場会社であったとしても、会社法の計算書類を作っている会社は、重要項目であれば、きちんと把握したり、計算書類の損益計算書の中に一般的には入っていると。入っていなかったときでも総勘定元帳に絶対、項目としてあるはずなので、一般企業にとっては、答えるのにそんなに難しいことではないのですね。それらのことを踏まえると、集計方法の見直しというのは何を意図しているのでしょうか。

以上です。

○菅部会長 御回答をお願いいたします。

○中村総務省統計局経済統計課長 実施者から回答いたします。支払利息については、事実関係としましては、令和3年の活動調査から削除されました。その後の経済構造実態調査というのは、経済センサスの全数の情報を基に推計して集計値を出しておりますので、他の集計値については、基本的には推計できるのですけれども、この支払利息については、元の経済センサスにはない。一方で、中間年の経済構造実態調査のみ残っているというようにいびつな形になっていると思っております。我々調査実施者としては、調査で得た情報をそのまま集計して出すことしかできません、ということは部会で説明した上で、それでも出すべきだという御判断がそのときありましたので、その方向で把握して、今回初めての集計結果を今年の7月に出す予定です、というところまで現在きておまして。問題は、報告者にとって回答できるのではないか、というのはおそらく御指摘のとおりだと思いますが、これが利活用の観点から見たときにどこまで必要なのか、というところがありまして、当時の議論の中においても、二次利用的な活用があり得るのではないかとというような御意見は出ておりましたので、例えばこの公表結果を出した後に、二次利用して使われているとか、確かにそれが有効な分析があるね、といったようなことがあるのであれば、次の経済センサスからまた復活させるという方向性はあるかもしれませんし、逆に、利活用があまりないですね、ということであれば、やはりあまりこれは必要性なかったのではないか、ということになっていくかと思えます。ですので、そのような意味で、今後結果を公表しまして、その後の状況を注視していきたいということでございます。

以上です。

○菅部会長 成田臨時委員がおっしゃった集計等の見直しと書いてある点は、前回の答申の記述なのですね。今回ののではないのですね。前回、こういうふうに指摘されたのだけれど、今回は、集計方法の見直しはしていない。

○中村総務省統計局経済統計課長 まだその結果が出ていないのですね。ですので、今後、引き続きの課題ということで認識をしております。

○成田臨時委員 なるほど。これは前回の記載ということですね。すみません。ですから、今後は、9ページに、やはり「集計方法等を検討すること」となっている。もっと下の方

ですね。「今後の課題」のところなのですね。

○菅部会長 これはまだ議論して、この後、「今後の課題」について議論いたしますので、そこで議論することになるのかなと思いますけれども。

○成田臨時委員 ですから、利活用状況によって、支払利息を把握するかどうかを検討するということですね。

○中村総務省統計局経済統計課長 そうですね。むしろ、私どもとして、調査事項としての在り方を検討できればと考えています。

○成田臨時委員 検討するということですね。企業が答えることは簡単なもので、それを統計に必要であれば、この調査項目に復活するかどうかを検討すると。

○菅部会長 そういうことになります。この調査自体が国民経済計算の推計にかなり特化した設計になってしまっているのですね。ところが、国民経済計算では今、支払利息は使っておりません、F I S I Mという違うものを使うのですね。

○成田臨時委員 何を使う？

○菅部会長 F I S I Mというものがありまして、それは支払利息とは違うものなのですね。そういう事情があって、前回、削除するべきではないか、削除しようという話があったのだけれども、二次利用もあるのではないかとということで、今後、検討、利用動向を確認していきましようという話になっているということです。

○成田臨時委員 分かりました。そうしたら少し私が先走ってしまって。9ページの方ですね。だから、集計方法を検討するのではなくて、利活用状況によっては。

○菅部会長 はい。この後、議論いたしますので、そのときにまたよろしく願いいたします。

○成田臨時委員 お願いします。

○菅部会長 それでは、この対応状況につきましては、この形で整理させていただきたいと思ひまして、最後に「今後の課題」です。これが重要なのですけれども、「今後の課題」ですけれど、これについては、元々基礎調査自体を母集団データベースの更なる整備充実のための統計なのですね。それを図る観点から事業所の活動状態の把握について、行政記録情報の更なる利活用を含めて研究を行うこととされています。

昨今いろいろと議論されているのですが、元々基礎調査自体が母集団データベースのための調査という性格を物すごく強く持っているのですね。したがって、母集団データベース側が主要なユーザーと考えて良いわけで、そういう意味で言うと、そこの中でどういうふうに活用していくか、そして、どういうものがあるべきかということ議論していくことと、その研究を行うことというふうに理解して良いと思います。

その次です。経済構造実態調査の調査事項の検討として、支払利息について、令和4年調査結果の利活用状況や活動調査の調査事項の検討状況は、先ほど言ったように、母集団集計が今のところできないものから、活動調査に入れない限りはできないので、そういうことも踏まえつつ、集計方法と言っているのは、結局、全体は分からないという。したがって、実は使いようがないという問題があって、その辺りをどうするのかということでもあります。そのようなことがあるのですけれど、これらのほかに何か「今後の課題」等

がありましたら御意見を賜りたいと思います。

委員の皆様、この「今後の課題」について、いかがでしょうか。一つは、事業所の活動状態の把握方法の検討、2番目は、経済構造実態調査の調査事項の検討。これ以外にありましたら御意見、御発言をお願いいたします。何か追加的なものはありますでしょうか。

よろしいでしょうか。こういう形での整理でよろしいでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、最後に、これで一応個別の審議は終わったわけでありませけれども、ここで1ページに戻っていただきまして、「(1)承認の適否」ですが、これまでの審議の結果を踏まえ、本調査の変更を承認して差し支えないとしたいと考えますが、よろしいでしょうか。

異議ないでしょうか。それでは、答申については、変更を承認して差し支えないとしたいと思います。

以上、答申素案について一通り確認させていただきましたが、追加で何か御意見ありませんでしょうか。

それでは、いただいた御意見を踏まえまして、今後、私の方で答申(案)を整理しまして、5月下旬を目途に委員の方々にお示しし、確認をお願いしたいと思います。

なお、御確認の過程でいただいた御意見の取扱いについては、私に御一任いただけたらと思います。これらの確認が終了しましたら、6月上旬に最終的な書面決議を行いたいと考えております。そのような取扱いでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

○伊藤委員 すみません。伊藤ですけれども。

○菅部会長 はい。

○伊藤委員 ありがとうございます。今日いろいろ出た意見を基に、この答申(案)も少し修正していただいて、最終的なものができるということだと思っておりますが、その間に、委員等から出た意見に関しては菅部会長に御一任というお話ですけれども、これは一応共有していただくという理解で良いのですか。

○菅部会長 これについては、私と実施者側、そして、事務局と協議いたします。その中間段階での協議ではなく、最終的なものについてお見せすることはあると思います。

○伊藤委員 そのときに、例えばほかの委員の方から途中でどんな御意見が出て、それに関して、どういう対応をしたということは。

○菅部会長 一々そういうことについては説明いたしません。私の方で整理させていただきます。

○伊藤委員 分かりました。その最終的な案というのを一度お送りいただいて、それに対して、もし意見があれば、またお伝えして。

○菅部会長 それは一任でございますので、そこで決まりです。それは一任とは言いません。

○伊藤委員 では、これで今日、最終案は見えないわけなのですけれども。

○菅部会長 事務局からお願いします。

○永井総務省政策統括官(統計制度担当) 付経済統計担当統計審査官室副統計審査官 本

日いただいた御意見を踏まえて、また、部会長とも御相談させていただいて、修文案を整理させていただきたいと思っています。修文案につきましては、書面決議の前に一度メールで委員の皆様にお送りいたしまして、このような形で御意見を反映しましたということで、そこで一度共有させていただきますので、そこでまたもし何かありましたら御意見を頂く。通常、そのようなステップを踏んで、最終的な答申（案）を決めておりますので、そのような段取りでやらせていただければと思いますが、伊藤委員、よろしいでしょうか。

○伊藤委員 一応この後、最終的に提出されるものができるまでの間は何度かやり取りはあるという理解でよろしい……。

○菅部会長 私と事務局の間で協議したものの、その途中まではお見せすることはありません。私と事務局と実施部局との意見調整をしたものについて御意見を賜りたいと思います。

○伊藤委員 はい。意見調整して、できてきたものを来月にお送りいただくということで、それに関して確認をするということだと思っております。確認した部分に関して、そんなに大幅に、ああだこうだ変えるということはないと思いますが、例えばマイナーな変更とか修正みたいなことに関しては、一応こちらから再度……。

○菅部会長 程度問題です。例えば文言の修正はよくあると言ってもいいですね。ただ、骨子に関わる部分は本日審議していますので、改めてそれについて大きく変えることはないです。

○伊藤委員 一応今日の審議に基づいて変更していただくとおっしゃるので構わないのですが、もしかしたら少しく、ニュアンスというか、こちらが言っているニュアンスをしっかりと正しく伝えられていないかもしれないという気もしますので、そのような場合に、一応最終案に対して少しは修正は可能という理解でよろしいでしょうか。

○山形総務省政策統括官(統計制度担当)付経済統計担当統計審査官 事務局ですけれど、意見照会は必ずします。その後、それはこういう会議の場ではないので、バラバラと個別に御意見を頂くということに多分なると思うのですよね。その御意見についてどう対応するかについては、こう対応して良いですかというのをもう一度皆様に聞くということになると、それはさすがに、今まで御審議をいただいて、方向性まで御了解いただいているという段なので、そこは是非ともお任せいただきたいという趣旨で、部会長がおっしゃっているということです。

ただ、おそらく伊藤委員がおっしゃっていることは、ほかの委員からどういう意見が来ているのかということを知りたいということなのかもしれませんので、そこはこういう御意見が来ているということを経験すること自体は少し御相談させていただければと思いますが、それをどういうふうに答申に反映させるかという判断は部会長に御一任いただければと。それについても、もう1回皆様に聞くということ、それはまた会議を行うということになりますので、かつ、今までも、これまで3回の部会に当たって御審議いただいた方向性について御了解いただいたという前提で、こういう段取りを組んでいるということになりますので、そこは御理解をいただければと思っております。

以上です。

○伊藤委員 分かりました。今日、審議したことなので、この後、ものすごくたくさんの意見がいっぱい寄せられるという話ではないと思います。でも、一応、どういう意見があって、それに対してここを対応したというのをある程度情報を共有していただけると、より分かりやすいかと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

○小西臨時委員 すみません。小西です。

○菅部会長 小西臨時委員、どうぞ。

○小西臨時委員 今後の流れが分からなくなっていました。今日、事業所の活動状態を把握する調査事項の削除のところでお話しさせていただいて、そこを修文、できるだけさせていただきますとおっしゃっていただきました。また、伊藤委員と総務省の方のやり取りで、一応できたものはもう一度送られてきて、それに対する意見照会はしてくださるということでのいいのですよね。でも、その後、それがどう、例えばこうしてくださいといったことがどう反映されたかは、菅部会長と皆様で決めて、その後は共有なくすぐ公表するということでしょうか。間違っていたら教えてください。

○山形総務省政策統括官（統計基準担当）付経済統計担当統計審査官 そういう御理解で結構だと思います。

○小西臨時委員 一度は、途中の状態を送ってくださるのですよね。

○山形総務省政策統括官（統計制度担当）付経済統計担当統計審査官 今日の審議を踏まえて、もう一度、今、御提示してある素案を直します。直したものを、皆様に意見照会します。それについて、是非とも、伊藤委員や小西臨時委員から更に御意見があるのであればいただければと思います。その意見をもう一度皆様に、こう直して良いですかということの2往復目はさすがに少し御容赦いただきたいと、そういうふうに合理化をさせていただきたいと、そういう趣旨で申し上げているところです。

○小西臨時委員 特段何かすごいことでも起こらない限りは1回で終わるという理解ですよ。分かりました。

○菅部会長 すでに3回の会議を開催しているのです。全員集まるためには、もう1回会議を開くしかないわけなのです。全員がそろわないと、同意は、基本的には難しいわけです。

○小西臨時委員 いや、私は全員集まりたいとは言っていないです。大丈夫です。

○菅部会長 したがって、3回の会議を踏まえて、それについてまとめたものなのですから。

○小西臨時委員 いや、私は素案の修正について、説明が分からなかったの聞いていただけです。

○菅部会長 それについて意見が出たからといって、それを反映できなかったと言ってもしょうがないのです。全員また集めるわけにいかないのですから。

○小西臨時委員 全員集まりたいとは言っていないです。ただ、やり取りを聞いて今後の流れが分からなくなったので御質問ただけです。ありがとうございました。

○菅部会長 それでは、前回の部会及び本日の審議内容については、5月30日に開催予定

の統計委員会について私が報告いたします。

以上をもちまして、経済センサス - 基礎調査及び経済構造実態調査の変更について、皆様に御参照いただく形の部会審議については終了となります。活発に御審議いただきまして、ありがとうございました。

最後に事務局から御連絡をお願いいたします。

○永井総務省政策統括官（統計制度担当）付経済統計担当統計審査官室副統計審査官 ありがとうございます。先ほど部会長からも御説明がありましたとおり、お集まりいただく部会審議としては本日で終了とし、あとはメールのやり取りで答申（案）をまとめさせていただきます。

答申（案）につきましては、先ほどもございましたが、部会長と御相談の上、5月下旬を目途に、今回の素案の修正案ということでお示しさせていただきたいと思いますので、その際に御確認をいただきまして、御意見がありましたら事務局にお寄せください。

また、御確認いただき、必要な修正をした答申（案）につきましては、最終的な書面審議は、6月上旬に、いつもこれも書面決議ということできせていただいておりますが、そのような形でのメールで決議させていただきますので、御承知おきください。

最後に、本日の部会の議事録につきましては、事務局で作成次第、メールにて御照会いたしますので、こちらにつきましても御確認をよろしくをお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○菅部会長 それでは、本日の審議の部会についてはこれで終了したいと思います。皆様、どうもありがとうございました。